

別紙

(仮称)波崎ウィンドファームリプレイス事業環境影響評価準備書に対する知事意見

(仮称)波崎ウィンドファームリプレイス事業は、コスモエコパワー株式会社が茨城県神栖市において運用する風力発電所である波崎ウィンドファームの設備を更新しようとするものである。

「(仮称)波崎ウィンドファームリプレイス事業環境影響評価準備書」について、神栖市等の意見にも配慮しながら、事業者からの聞き取りを実施しつつ、慎重に審査を行った結果、環境保全の見地からの意見は下記のとおりである。

記

1 総括的事項

- ・ 本事業の実施にあたっては、関係法令の遵守は元より、近隣住民の生活環境に十分配慮し、準備書に記載されている環境保全措置を着実に実施するとともに、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書に記載するなど環境影響の可能な限りの低減に努めること。特に、更新される風力発電設備の大型化に伴い、風車の影などによる生活環境への影響が懸念される場合には、必要に応じて、住民等の意見を丁寧に確認し、適切な環境保全措置を講ずること。
- ・ 予測の不確実性の程度が大きいなどの理由から事後調査対象とした項目については、専門家等の助言を踏まえ、適切かつ十分に事後調査を実施し、その結果により、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ・ 評価書の作成にあたっては、図表を使いながら調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果を分かりやすく記載するとともに、専門的な表現については解説を付すなど、本事業が環境に与える影響について、地域住民等にも理解しやすいものとなるよう工夫すること。
- ・ 地域住民へ丁寧な説明を行い、理解を求めること。また、住民等からの意見には、真摯に対応すること。

2 個別的事項

(1) 騒音・振動

- ・ 風力発電設備の建設工事においては、騒音規制法及び振動規制法の規定を遵守すること。また、特定建設工事に該当しない場合でも、作業時間の調整や、発生する土砂等の飛散防止に努めるなど、周辺住民の理解を十分に得ること。

- ・ 施設の稼働に伴う騒音について、必要に応じ、騒音を抑える運転方法を採用するなど、環境影響の低減に努めること。

(2) 風車の影

- ・ 既設の風力発電設備に比べて設備が大型化されることにより、風車の影の影響範囲も大きく変わることから、風車の影の状況を季節や時間帯ごとに可能な限り定量的に確認し、生活環境への影響が懸念される場合においては、住民等の意見を丁寧に確認の上、影響を回避又は低減させるため、遮光カーテン設置や風車の稼働制限などの環境保全措置を検討すること。

(3) 動植物への影響

- ・ コウモリ類及び鳥類などの飛翔性動物への影響については、既設の風力発電設備の設置・運転により得られた知見を活用するとともに、バットストライクやバードストライクについては、予測の不確実性の程度が大きいことから、専門家等の助言等を踏まえ、事後調査を適切かつ十分に実施し、その結果により、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

(4) 景観

- ・ 風力発電設備の近傍にある住宅においては、既設の風力発電設備に比して垂直見込角が大きくなる可能性があることから、必要に応じて、フォトモンタージュの眺望点の追加等について検討するとともに、地元住民に具体的かつ丁寧に説明すること。

(5) 廃棄物

- ・ 風力発電設備の建設時に発生する廃棄物については、適切な方法での中間処理や出来る限りの再利用を行うなど、環境負荷の低減に努めること。

(6) その他

- ・ 建設工事に係る運搬等の作業時には、交通安全対策を十分に講じ、周辺環境保全に努めること。